

軽自動車やバイクの廃車・譲渡・ 住所変更などは4月1日までに!

バイクや二輪、軽四輪自動車などにかかる軽自動車税は毎年4月1日現在の名義人（所有者）に課税されます。

譲渡や転売などにより現在は車を所有していない場合や盗難にあつた場合でも、4月1日までに名義変更または廃車の手続きが済んでいないと平成25年度分の軽自動車税が課税されます。（軽自動車税は自動車税のよう月割課税制度ではありませんので、年度途中で廃車した場合でも既に納められた税金をお返しすることはできません。）

また、他市町村へ転出または他市町村から転入された場合も届出が必要です。

※詳しくは、各種手続き先までお問い合わせください。

車種	手続き場所	必要なもの
原動機付自転車 小型特殊自動車	市税務課諸税担当（市役所1階） ☎ 32・3845	ナンバープレート・印鑑（代理人の場合は両者の印鑑）
二輪の小型自動車 (250 cc超)	徳島運輸支局 (徳島市応神産業団地1番地1) ☎ 050・5540・2074	ナンバープレート・検査証・印鑑（使用者と所有者の印鑑）など
二輪の軽自動車 (125 cc超～250 cc) 三輪の軽自動車 四輪以上の軽自動車	徳島県軽自動車協会 (徳島市応神産業団地1番地4) ☎ 088・641・2010	ナンバープレート・検査証・印鑑（使用者と所有者の印鑑）など

減免制度の お知らせ

身体などに障がいを有する人が所有する自動車で、本人または家族などの運転で専ら障がい者のために継続して使用されるものについては、軽自動車税が減免される制度があります。（障がいの等級などにより非該当の場合もあります。）

当減免制度は、障がい者一人に対して一台（普通自動車を含む）に限ります。なお、減免対象車を乗り換えた場合は、再度申請してください。

【申請受付締切日】4月23日(火)



詳しくは、徳島税務署（☎ 088-622-4131）または国税庁ホームページをご覧ください。

お済みですか? 確定申告

所得税の確定申告と納税は3月15日(金)まで、個人事業者の消費税および地方消費税は4月1日(月)までです。期限を過ぎて申告や納税をされると、本税のほかに加算税や延滞税が必要となる場合があります。ご注意ください。

確定申告は、大変便利な国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用して作成し、郵送か電子申告（e-Tax）でお早めに！

